

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

邑楽町は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

邑楽町長

公表日

令和3年3月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>個人・法人(給与・報酬・配当等の支払者、公的年金等支払者、国税庁等)から提出された賦課資料に基づき、個人住民税を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ督促等を実施する。また、住民からの申請に基づき、住民税情報から税関係の証明書を発行する。</p> <p>地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 地方税の課税標準の決定又は更正に関する事務 (2) 税額の決定又は更正に関する事務 (3) 賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税の調査(犯則事件の調査を含む。) (4) 減免申請に関する事務 (5) 個人住民税の控除の適用に関する事務</p>
③システムの名称	個人住民税システム 団体内統合宛名システム eLTAxシステム(審査システム・国税連携システム) 中間サーバー 地方税電子申告支援サービス コンビニ交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
課税対象者情報ファイル 申告特例申請情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の第16項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二27の項 (別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課 町民税係
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	住民課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 町民税係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5011

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月6日	評価書名	地方税(町県民税)の賦課または調査に関する事務 基礎項目評価書	個人住民税に関する事務 基礎項目評価	事後	
平成29年1月6日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	邑楽町は、地方税(町県民税)の賦課または調査に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	邑楽町は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
平成29年1月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	地方税(町県民税)の賦課または調査に関する事務	個人住民税に関する事務	事後	
平成29年1月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	地方税法、その他地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、個人住民税に関する賦課事務、減免事務、台帳管理事務、証明発行事務。	個人・法人(給与・報酬・配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料に基づき、個人住民税を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ督促等を実施する。また、住民からの申請に基づき、住民税情報から税関係の証明書を発行する。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1) 地方税の課税標準の決定又は更正に関する事務 (2) 税額の決定又は更正に関する事務 (3) 賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税の調査(犯則事件の調査を含む。) (4) 減免申請に関する事務 (5) 個人住民税の控除の適用に関する事務	事後	
平成29年1月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム、団体内統合宛名システム	個人住民税システム 団体内統合宛名システム 地方税電子申告支援サービス eLTAXシステム 中間サーバー	事後	
平成29年1月6日	3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第8号	・番号法第9条第1項及び別表第一の第16項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
平成29年1月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 (別表第二における情報照会の根拠): 27の項	【番号法第19条第7号及び別表第二】 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」又は「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項 27の項 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」が含まれる項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	個人・法人(給与・報酬・配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料に基づき、個人住民税を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ督促等を実施する。また、住民からの申請に基づき、住民税情報から税関係の証明書を発行する。	個人・法人(給与・報酬・配当等の支払者、公的年金等支払者、国税庁等)から提出された賦課資料に基づき、個人住民税を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ督促等を実施する。また、住民からの申請に基づき、住民税情報から税関係の証明書を発行する。	事後	様式改正による修正
令和1年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	個人住民税システム 団体内統合宛名システム 地方税電子申告支援サービス eLTAXシステム 中間サーバー	個人住民税システム 団体内統合宛名システム eLTAXシステム(審査システム・国税連携システム) 中間サーバー 地方税電子申告支援サービス	事後	様式改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル	課税対象者情報ファイル	課税対象者情報ファイル 申告特例申請情報ファイル	事後	様式改正による修正
令和1年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【番号法第19条第7号及び別表第二】</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」又は「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項</p> <p>27の項</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」が含まれる項</p> <p>1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項</p>	<p>(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二27の項</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項</p>	事後	様式改正による修正
令和3年3月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<p>個人住民税システム 団体内統合宛名システム eLTAXシステム(審査システム・国税連携システム) 中間サーバー 地方税電子申告支援サービス</p>	<p>個人住民税システム 団体内統合宛名システム eLTAXシステム(審査システム・国税連携システム) 中間サーバー 地方税電子申告支援サービス コンビニ交付システム</p>	事前	